

# 身体的拘束等の適正化のための指針

合同会社すくらむ

障害児通所支援事業所 Ra:SeeSar

## 1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

### (1) 施設としての理念

#### ①身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用児の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。障害児通所支援事業所 Ra:SeeSar（以下「事業所」という。）は、利用児一人ひとりの尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり事業所を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある正当な理由のない身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

#### ②身体的拘束に該当する具体的な行為

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

参考:「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)

#### ③目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、利用児・家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用児の態様や支援の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

### (2) 事業所としての方針

以下の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めます。

- ①利用児の理解と支援の質の向上により身体的拘束リスクを除きます。利用児一人ひとりの特性を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。
- ②責任ある立場の職員が率先して事業所全体の資質向上に努めます。また、管理者をはじめ全職員が率先して事業所内外の研修に参加するなど、事業所全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。
- ③身体的拘束適正化のため利用児・家族と話し合います。家族と利用児本人にとってより居心地のいい環境・支援について話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、

対応を一緒に考えます。

## 2 身体的拘束等適正化のための体制

以下の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。

### (1) 身体的拘束適正化委員会の設置及び開催

- ①身体的拘束適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置し、本事業所で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。
- ②委員会は1年に1回以上の頻度で開催します。特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

### (2) 委員会の構成員

- ・委員長： 管理者・児童発達支援管理責任者のうち1名
- ・副委員長： 看護職員・児童指導員・保育士・介護福祉士のうち1名
- ・委員： 看護職員・児童指導員・保育士・機能訓練担当職員・介護福祉士・送迎運転手

### (3) 構成員の役割

- 統括管理、統括責任者、委員会の招集： 委員長
- 身体的拘束適正化の担当者： 副委員長
- 家族との連絡調整・意見調整、記録： 看護職員・児童指導員・保育士・介護福祉士
- 支援方法の工夫、相談支援専門員との連携： 看護職員・機能訓練担当職員・介護福祉士
- 医師・医療機関との連携、利用児・家族への説明： 委員長・看護職員

### (4) 委員会の検討項目

- ①前回の振り返り。
- ②3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認。
- ③(身体的拘束を行っている利用児がいる場合)3要件の該当状況を個別的具体的に検討し、併せて利用児の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。
- ④(身体的拘束を開始する検討が必要な利用児がいる場合)3要件の該当状況、特に代替案について検討します。
- ⑤(今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合)今後家族等との意見調整の進め方を検討します。
- ⑥意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し。
- ⑦今後の予定(研修・次回委員会)。
- ⑧今回の協議のまとめ・共有。

### (5) 記録及び周知

委員会での検討内容については記録様式を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果についてその他の全職員に周知徹底します。

### 3 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため職員について、職員採用時のほか、年1回以上の頻度で定期的な研修を実施します。研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（研修概要）、を記載した記録を作成します。

### 4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

#### (1) 3要件の確認

- A 切迫性(利用児本人又は他の利用児等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- B 非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する方法がないこと)
- C 一時性(身体的拘束が一時的なものであること)

#### (2) 要件合致確認

利用児の態様を踏まえ身体的拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

#### (3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に利用児・家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ①拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ②拘束の方法 [場所、行為 (部位・内容)]
- ③拘束の時間帯及び時間
- ④特記すべき心身の状況
- ⑤拘束開始及び解除の予定 (※様式1「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書」)

### 5 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用児の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、身体的拘束適正化委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。(※様式2「緊急やむを得ない身体的拘束に関する経過観察・再検討記録」)

### 6 利用児、家族等による本指針の閲覧

本指針は、利用児や家族等が閲覧できるように事業所への掲示を行うとともに、当法人ホームページに公表します。

附 則 この指針は、令和5年12月1日より施行する。